



産業廃棄物処理業務委託

実施設計書

委 託 番 号 救急委第9号

履 行 場 所 兵庫県西脇市野村町1796番地の502（西脇消防署）ほか

業 務 概 要 感染性廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処分の業務委託

北はりま消防組合

[illegible]

内訳明細書

番号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金額（円）	備 考
1	特別管理産業廃棄物	感染性	4,000	ℓ			プラスチック容器
2	産業廃棄物	非感染性	6,750	ℓ			ビニール袋
	小 計						
	消費税	10%					
	合計（小計＋消費税）						

産業廃棄物処理業務委託仕様書

北はりま消防組合が委託する産業廃棄物収集運搬及び処理業務については、次のとおりとする。

1 業務名

産業廃棄物処理業務委託

2 業務内容

北はりま消防組合は、産業廃棄物の収集、運搬及び処分を受託者に委託する。

(1) 廃棄物の種類

ア 特別管理産業廃棄物（感染性）

イ 産業廃棄物（非感染性）

(2) 業務契約に係る委託

ア 感染性：4, 000リットル（容器代含む。）

参考（50リットルプラスチック容器／80個）

イ 非感染性：6, 750リットル（袋代含む。）

参考（45リットルビニール袋／150個）

(3) 収集場所

ア 兵庫県西脇市野村町1796番地の502 西脇消防署

イ 兵庫県加西市北条町東高室993番地の1 加西消防署

ウ 兵庫県加東市上中778番地52 加東消防署

(4) 収集内容

専用容器の提供及び収集時期並びにその回数については、北はりま消防組合担当課と別途打合せをするものとする。

なお、収集日は上記(3)記載の3署同日とする。

(5) その他

その他必要な項目については、北はりま消防組合担当課と別途打合せをする。

3 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

4 資格

受託者は、この業務を実施するに当たり、産業廃棄物の収集・運搬及び処理する資格を有するものとし、その証として許可証の写しを北はりま消防組合に提出する。

5 業務終了報告

受託者は、北はりま消防組合が依頼した業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、北はりま消防組合に提出するものとする。